

高砂市学校保健会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市の学校保健衛生を研究し、普及発展を図るため、高砂市学校保健会（以下「学校保健会」という。）の行う事業に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、高砂市の学校保健衛生を研究し、普及発展を図るために学校保健会が行う事業のうち、教育委員会が認める事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。